「横浜市立日野中央高等特別支援学校いじめ防止基本方針」

平成26年3月1日策定(令和6年3月22日改定)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する 学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を 与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等 が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

*いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

(2) いじめを防止するための基本的な方向性

- ①いじめはいつでも、どこでも、どの生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。早期発見、早期対応を行う。
- ②いじめを未然防止するには、日常的に、生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、特定の生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く学校全体で、真剣に取り組む必要がある。
- ③生徒の健全育成を図り、いじめのない学校を実現するためには、保護者はパートナーであるという基本認識を持つとともに、学校、保護者、地域など、それぞれが役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、適切な対処・措置を行う必要がある。
- ④本校は、卒業後、自立し、社会に貢献できる生徒の育成を目指している。本校生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない学校の実現に努める。

(3) 学校いじめ防止基本方針の目的

本校基本方針は上記の基本的な方向性のもと、いじめ問題への対策を、学校、保護者、地域などがそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く学校全体で進め、法や横浜市基本方針により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、学校全体で生徒の健全育成を図り、いじめのない学校の実現を目指すことを目的とする。

2 組織の設置及び組織的な取組

(1)組織の名称

いじめ対策協議会

(2)組織の構成

校長、副校長、教務主任、学年主任、生活支援部長、コーディネーター、進路専任、養護教諭 *必要に応じてスクールカウンセラーなどの専門家や関係職員の参加を求める。

(3)組織の運営

- ①校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗 の管理を行う。
- ②本組織は常設とし、月 | 回以上、定期的に会議を開催する。
- ③いじめの疑いがある段階において、直ちに会議を開催する。

(4)組織の役割

- ①いじめを未然防止するために必要な措置を組織的、計画的に行うための中核的役割
- ②いじめの疑いがある場合に適切な判断、対処、措置を組織的に行うための中核的役割
- ③重大事態が起こった場合に適切な調査、対処、措置を組織的に行うための中核的役割

(5)主な年間計画

通年

教育活動を通じて本校基本方針の推進と改善。生徒一人ひとりの状況を把握した上での指導と支援。 管理職・学年生活支援部・コーディネーター・養護教諭との情報共有。カウンセリング等の支援。

入学·進級~5月体育祭前

基本方針の生徒および保護者への説明。生徒一人ひとりの特性把握と共有。各生徒集団の状況把握と共有。保護者や地域などとの連携推進の確認。

5月体育祭~夏季休業前

生徒会の取り組みへの支援。教育相談への支援。休業前指導。いじめ解決一斉キャンペーン実施。

夏季休業中

校内外での危機管理研修会などへの参加。

夏季休業後~前期終業式

文化祭での取り組みへの支援。教育相談への支援。

後期始業式~冬季休業

人権週間活動。防犯教室への支援。教育相談への支援。休業前指導。学校評価の検証。

いじめ解決一斉キャンペーン実施。

冬季休業後~年度末

生徒会の取り組みへの支援。休業前指導。保護者や地域などとの連携の検証。基本方針の検証。

3 いじめの未然防止及び早期発見のための取組

(1)いじめの未然防止への取組

- ①企業就労を通じた社会的自立を目指すという目標のもと居場所や絆をつくることを通じて生徒が自ら規律正しい態度で授業や行事に参加できるように指導、支援を組織的に行う。
- ②生徒会が主体的に行ういじめの未然防止の取組を通じて生徒が自己有用感を獲得できるように積極的に支援する。
- ③人権教育や道徳教育を充実させ、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ④教職員は普段からいじめの未然防止を意識した、言動、指導に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見

- ①教職員はすべての場面でいじめを積極的に認知し、その情報を確実に共有し、速やかに対応する。
- ②年3回の教育相談などの各相談活動や、いじめ解決一斉キャンペーンなどに加え、日頃から生徒が相談しやすい環境を整え、実態把握に取り組む。
- ③防犯教室などを通じ、生徒、保護者のインターネットの適切な利用についての意識を向上させ、学校 との連携の必要性を啓発する。

(3) いじめに対する措置

- ①いじめ対策協議会が中核となり組織的に判断、対応する。
- ②インターネット上のいじめで学校単独で対応することが困難と判断した場合には、関係機関と相談しながら対応する。
- ③いじめが犯罪行為にあたると認められる場合や、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合は直ちに所轄の港南警察署に通報する。
- ④いじめを受けた生徒及び保護者への支援をスクールカウンセラーなどと連携し速やかに行う。
- ⑤いじめた生徒及び保護者への指導、支援を外部の専門機関などと連携しながら継続的に行う。
- ⑥いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせるような教育活動や支援を行う。

⑦教職員はいじめ発生の原因を単に加害生徒の責任にするのではなく、未然防止ができなかった原因を 検証し、その対策を講じる。

(4) いじめの解消

- ①いじめが解消している状態とは、「いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること」、かつ、「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件を満たしている状態とする。
- ②いじめを受けた生徒の心情に寄り添いながら、積極的な見守り活動、教育相談等の支援を行い、いしめの解消に向けて対策を講じる。
- ③解消の確認のため、いじめを認知してから概ね3か月後にいじめを受けた生徒と教育相談を行う。また、必要に応じてその生徒の保護者との面談を行う。
- ④解消している状態であっても、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、注意深く見守り活動等を行う。

(5)研修

- ①教職員は互いの授業を参観し合い、教科の観点からだけではなく、生徒指導の観点から授業を参考に し合うようにし、互いに助言や指導を行うなどし、授業改善に努める。
- ②いじめに関する校内研修等を適切に実施し、教職員のいじめを認知するスキルの向上を図る。
- ③教職員はいじめに関する研修を校外で行った場合には、その内容を積極的に教職員全体に伝える。

(6) 学校と保護者や地域住民による組織や事業の活用

- ①学校が抱える課題を共有し、保護者や地域住民と連携していじめ防止、早期発見に取組む仕組みづくりを推進する。
- ②特に、保護者と教職員の組織である PTA は、月 I 回の実行委員会等で課題を共有し、PTA 会員がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、組織的に活動する。

4 重大事態への対処

*重大事態の解釈及び留意点については「法第28条」、「横浜市基本方針第4章」を参照

(1)重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに校長等の責任者から教育委員会に報告する。

(2) 重大事態の調査

- ①教育委員会の指導、支援のもと、いじめ対策協議会を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査を可能な限り網羅的に実施する。
- ②調査結果を校長から教育委員会に報告する。

(3) 生徒・保護者への報告

- ①いじめを受けた生徒や保護者に対して、経過報告も含めて、調査によって明らかになった客観的事実 関係を必ず適時、適切な方法で報告する。
- ②個人情報に十分配慮した上で、調査対象の生徒や保護者に情報を適切に提供するなど行う。

5 いじめ防止対策の点検・見直し その他

・年 | 回以上の点検と、必要に応じて見直しを行う。また必要があると認められる際には、基本方針を改定し、あらためて公表する。

た原因を			
つ、「いじ			
,)			
fい、いじ			
行う。ま			
意深く見			
ぎを参考に			
, , ,			
云える 。			
:組みづく			
ミ員がそれ			
, , ,			
二、再発防			
- 13 7017/			
7観的事実			
が針を改定			